

令和3年5月25日招集

第5回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和3年第5回狭山市農業委員会総会

令和3年5月25日(火曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) その他
- 5 閉会 午後2時30分

本日の出席農業委員 13名

1番 浅見誠次	2番 落合房子	3番 小野田敏枝
4番 細田幸司	5番 仲川知範	6番 横田泰宏
7番 小口英吉	8番 岸進	9番 諸口秀敏
10番	11番 増田棟順	12番 吉田博幸
13番 渡邊隆夫	14番 増田茂	

(本日の欠席委員 1名) 10番 平本洋章

本日の出席推進委員 8名

甲 田善徳	清水芳則	小澤俊夫	室岡英紀
奥 富文典	片岡弘幸	齋藤孝史	高橋弘樹

職務のため出席した事務局職員

局長 岩田光弘 主幹 吉澤裕二

事務局 定刻となりましたので、これより第5回狭山市農業委員会総会を開催いたします。
これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1 総会議案書
- ・資料2 議案図面資料

席上に配付しました

- ・資料3 農地法第3、4、5条の届出受理状況
- ・農地のあっせん台帳
- ・緑の募金リーフレット
- ・冊子「のうねん」
- ・研修用資料「農地転用について」

となります。宜しいでしょうか。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第5回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 (会長の挨拶)

事務局 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第5回狭山市農業委員会総会を開催します。

なお、議席番号10番 平本委員につきましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。

今回は、議席番号5番 仲川委員と6番 横田委員にお願いします。

これより議案の審議を行います。

議案第1号「農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）」を議題とします。

農地利用の最適化に係る活動状況について、各地区の推進委員から報告を求めます。現地確認等を行っていれば、その内容を、また、行っていなければ、今後の予定等を報告してください。まず、入間川地区からお願いします。

甲田委員 雨も降ったので、かなり雑草の繁っているところが見られましたので、所有者に声かけをして適正な管理をするよう求めていきたいと思ひます。

議 長 次に入曽地区清水推進委員、お願ひします。

清水委員 雨が多く、雑草の発生する確率が高いので、見回りを行っていきたくと思ひます。

議 長 続いて堀兼地区小澤推進委員に報告願ひます。

小澤委員 堀中地区ですが、抜根した茶の木を焼却したいという希望があったため、消防署と市役所環境課での手続きが必要である旨の説明をしました。また、農地の適正管理が必要な土地について、お願ひをしてきました。

議 長 続いて、堀兼地区室岡推進委員に報告願ひます。

室岡委員 堀向地区が担当ですが、前任の山下推進委員より引継ぎを受け、現状について説明を受け、見回りもしてきました。

議 長 続いて、堀兼地区奥富推進委員に報告願ひます。

奥富委員 担当区域は青柳、加佐志、東三ツ木です。前任の渡邊委員より大まかな案内をしてもらいました。

議 長 続いて奥富地区片岡推進委員に報告願ひます。

片岡委員 奥富地区全体の見回りをして来ました。

議 長 次に柏原地区齋藤推進委員、お願ひします。

齋藤委員 まず、自分の畑の近隣を見て回りました。今後は広く柏原地区全体を見ていきたくと思ひます。

議 長 次に水富地区高橋推進委員、お願ひします。

高橋委員 まずは、自分の畑の周辺を見て回りましたが、今後、雑草がひどくなりそうなところもあるので、確認しながら見ていきたくと思ひます。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたが、農業委員から質疑はありますか。無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

次に、お手元の資料にあります、農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

事務局 資料1 総会議案書の2ページをお願ひします。

利用権設定については、今回2件です。

1件目、渡し人は川越市にお住いの方、受け人は狭山市堀兼にお住いの方です。所在地は大字堀兼字平野198番1、外1筆、地目は畑、併せて2、418㎡、権利の種類は5年間の賃貸借権設定、賃借料は2筆で37,000円です。受け人は令和元年6月26日に認定農業者となっています。

2件目、渡し人は堀兼にお住いの方、受け人も堀兼にお住いの方です。所在地は大字堀兼字霞野1732番1、外2筆、地目は畑、併せて3、116㎡、権利の種類は5年間の使用貸借権設定です。受け人は、平成30年7月1日に認定農業者となっています。

議長 説明が終わりましたが、質疑はありますか。
質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『承認』します。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番、2番について、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号2整理番号1、2について審査結果を報告します。
2件の譲渡人は同じですが、譲受人が違いますので、1件ずつ説明して参ります。
整理番号1について、申請地は狭山市入間川字下窪1662番6、地目は畑、地積は300㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は露地野菜の作付けです。事業計画者は飯能市に居住する個人です。転用目的は自己用住宅敷地です。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号2番について、引き続き、担当委員の説明を求めます。

小口委員 議案番号2整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字下窪1662番5、地目は畑、地積は300㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は露地野菜の作付けです。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は自己用住宅敷地です。詳細につきましては、資料図面を参考にしてください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第29条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案番号2整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字宅地裏850番5、地目は畑、地積は826㎡です。
農地区分につきましては、

- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は狭山市で自動車教習所の事業を行っている法人です。転用目的は駐車場敷地です。詳細につきましては、資料図面をご覧ください。また、申請に

あたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

吉田委員 議案番号2整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字加佐志字金ヶ崎544番1、外1筆、地目は畑、地積は合計1,360㎡です。

事業計画者は入間市で建設業の事業を行っている法人です。転用目的は土の搬出のため鉄板を敷いて搬出入路として畑を一時的に使用するものです。期間は8ヶ月となっています。詳細につきましては、資料図面を参照してください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適
- ・復旧の確実性 有

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

事務局 補足をいたします。

この土地の所有者につきましては、申請後に亡くなっていることが分かりました。県に問い合わせたところ、所有者が亡くなったことと相続人が誰であるかが分かる

書類、相続人が押印した書類を付け加えて県に進達すれば問題ないという確認が取れており、代理人にそれらを提出するよう説明してあります。ご審議いただいた後にはなりますが、それらの書類を添付して進達しますので、よろしく願いいたします。

議長 質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかをお諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とします。

次に、議案第3号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」を議題とします。

整理番号1番から4番について、関連しておりますので、事務局から一括して説明を求めます。

事務局 農地法第18条による合意解約で、所在地は狭山市大字下奥富字宮後1549番4外6筆 地目は畑、合計1,674㎡について、双方合意による賃貸借の解約が成立し、令和3年3月31日に土地の引き渡しが行われたことから、農地法第18条第6項の規定により通知があったものです。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「承認」します。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、報告事項に移ります。

まず、「農地法第3条、4条、5条の規定による届出受理状況」について事務局に説明を求めます。

事務局 資料3をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、3件24筆で、合計面積は、31,523㎡ 内訳は、田が2,245㎡ 畑が29,278㎡、すべて相続による届出で、あっせんの希望はありません。

次に農地法第5条の規定による届出は、7件9筆で、合計面積は、2,041.85㎡で、内訳は、田が211.85㎡ 畑が1,830㎡です。

転用目的につきましては、住宅敷地が6件、1,959㎡、道路用地が1件、82.85㎡です。

次に農地改良に係る届出が2件、いずれも表土として客土する計画で、工事期間

は10日と30日となっております。

説明は、以上となります。

議長 質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようです。

次に、農地あっせん台帳について、事務局に説明を求めます。

事務局 今年度4月以降、農地を持っている方から寄付、売却、若しくは借手を探してほしいという依頼があったものを記載しています。詳細な図面は担当地区の推進委員さんにお渡しするので、寄付、売却、借手について合致する方がいれば、あっせんをお願いします。

議長 これについて、質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようです。

次に、(2) その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局より説明(事務連絡)

議長 ありがとうございます。

委員の皆様からは、何かありますか。

片岡委員 住宅建設の場合、建物の高さや位置によって隣の農地に日陰がどの程度伸びるかが違い、作付けに影響の出ることが考えられるが、その点の審議が必要ではないか。

事務局 大きな土地をこれから分筆するという相談があった際には、既存の建物がある方に寄せるよう説明しています。

片岡委員 今後の課題とする必要があると考えます。

議長 ありがとうございます。

他に、何かありますか。

室岡委員 あっせんについて、譲受人の情報を人・農地プランで農地を買いたい人の一覧があるはずなので、連携できるとよいのではないか。

事務局 農業振興課と調整して、情報共有したいと思います。

議長 その他について、委員から何かありますか。

(なし)

無いようですので、これをもちまして、令和3年第5回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。